

## 役員及び評議員の報酬等に関する規程

### 第一章 総則

#### (趣旨)

第1条 この規程は、学校法人中村産業学園（以下「学園」という。）寄附行為（以下「寄附行為」という。）第42条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員 寄附行為第6条第1項に規定する理事及び監事をいう。
- (2) 評議員 寄附行為第23条第2項に規定する評議員をいう。
- (3) 常勤の役員 常勤の理事長、副理事長、常務理事及び監事をいい、次号に規定する職員理事を除く。
- (4) 職員理事 第1号の役員のうち、学園の職員（学長を含む。）としての給与を支給している理事をいう。職員が役員となったときは、職員としての身分は継続し、役員在任期間は職員としての勤続年数に加える。
- (5) 非常勤の役員 前2号以外の者をいう。
- (6) 役員の報酬等 報酬、賞与、退職慰労金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。この役員の報酬等には、学園の給与規程（以下「給与規程」という。）に基づくものを含まない。
- (7) 費用 役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

### 第二章 報酬等

#### (報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の役員 報酬、賞与（夏期・冬期）、退職慰労金、通勤手当
- (2) 職員理事 報酬
- (3) 非常勤の役員 報酬、退職慰労金
- (4) 評議員 報酬

2 前項の規定にかかわらず、理事が評議員を兼ねる場合には、評議員の報酬は支給しない。

#### (報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の役員に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定めるところとする。

- (1) 報酬 別表第1に定める額
- (2) 賞与 報酬月額×最高6ヵ月分（年間）
- (3) 退職慰労金 第三章に定めるところによる。
- (4) 通勤手当 給与規程第18条及び第19条の規定により算出される額

2 前項の規定にかかわらず、前項第2号の常勤の役員各人に対する賞与の額は、同号に定める額の範囲内において業績、評価、当該年度の予算等を総合的に勘案し、その決定は、理事会の議決により理事長

に一任することができる。

- 3 職員理事に対する報酬の額は、別表第2のとおりとする。
- 4 非常勤の役員に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
  - (1) 報酬 別表第3に定める額
  - (2) 退職慰労金 第三章に定めるところによる。
- 5 評議員の報酬は、別表第4に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月21日（ただし、支給日が休日又は土曜日のときは、その前日とする。）
  - (2) 賞与 毎年7月及び12月
  - (3) 退職慰労金 原則として退職後1ヵ月以内
- 2 評議員に対する報酬の支給の時期は、毎年7月及び12月とする。
  - 3 報酬等は、原則として現金をもって直接本人に支払う。ただし、本人が同意した場合、指定した本人名義の預貯金口座へ振り込むことによって支払うことができる。
  - 4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給するものとする。
  - 5 役員の報酬等の支給については、前各項に定めるもののほか、給与規程を準用する。

(報酬等の日割り計算)

第6条 新たに役員に就任した者には、その就任の日から報酬を支給する。

- 2 役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第7条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額が50銭以上であるときは、これを1円に切り上げ、50銭未満であるときは、これを切り捨てるものとする。

### 第三章 退職慰労金

(退職慰労金の支給)

第8条 退職慰労金は、任期の満了、辞任又は死亡により、役員が当該役職を退いたときに支給する。ただし、再任等の場合は、最終役職を退いたときとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、職員理事には、退職慰労金は支給しない。
- 3 役員が役職を異にする役員に任命されたときは、各々の役員期間の退職慰労金を合算し、その支給については、最終役職を退いたときとする。
- 4 退職慰労金は、直接本人に、本人が死亡したときは、その遺族に支給する。
- 5 前項に規定する遺族の範囲及び順位は、労働基準法施行規則第42条から第45条によるものとする。

(退職慰労金算出の基礎)

第9条 理事長の退職慰労金の額は、在職1月につき、退職又は死亡の日におけるその者の役員報酬に、

- 100分の27を乗じて得た金額とする。
- 2 常勤の役員の退職慰労金の額は、在職1月につき、退職又は死亡の日におけるその者の役員報酬に、100分の24を乗じて得た金額とする。
  - 3 非常勤の役員の退職慰労金の額は、在職1期（2年）につき、60万円とする。

（在職期間の計算）

第10条 前条に規定する在職期間の計算は、次の各号のとおりとする。

- 2 前条第1項及び第2項については、就任の日から起算して暦にしたがって計算するものとし、1月に満たない端数が生じたときは1月とする。
- 3 前条第3項については、1期2年に満たない場合は月割とし、1月に満たない端数が生じたときは1月とする。
- 4 役員が月の途中で役職を異にする役員になったときは、その月はいずれか有利な役職の在職期間とする。

（退職慰労金の額の決定）

第11条 退職慰労金の額の決定は、理事会の議決により理事長に一任することができる。

- 2 理事長は、前項の退職慰労金の額について、当該退職役員の功過により、20パーセントの範囲内で増減することができる。

## 第四章 費用

（費用）

第12条 役員及び評議員が学園要務のため出張をするときは、次の各号に定める旅費を支給する。

- (1) 交通費（鉄道運賃、航空運賃、車船賃等）
  - (2) 日当
  - (3) 宿泊料
- 2 前項に規定する交通費は、実費とし、日当及び宿泊料の額は、国内出張の場合は別表第5、国外出張の場合は別表第6のとおりとする。ただし、要務の都合上、やむを得ない事情があり、規定された宿泊料を上回る場合は、実費を支給する。
  - 3 前項ただし書の規定により、実費を支給する場合は、領収書を提出しなければならない。
  - 4 第2項の規定にかかわらず、役員及び評議員が福岡県内の日帰り出張を行う場合の日当は、別表第5に規定する額の半額とする。
  - 5 第2項及び第4項の規定にかかわらず、役員及び評議員が福岡市内の日帰り出張を行う場合の日当は、支給しない。
  - 6 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

（会議出席のための交通費等）

第13条 福岡県内居住の非常勤の役員及び評議員が、理事会、評議員会及びその他の会議に出席する場合は、1日につき別表第7に定める交通費及び日当を支給する。

- 2 福岡県外居住の非常勤の役員及び評議員が、理事会、評議員会及びその他の会議に出席する場合は、前条第1項に定める旅費を支給する。
- 3 前2項の規定にかかわらず、学園の専任職員の中から選任された者には支給しない。

(旅費規程等の準用)

第14条 役員及び評議員の旅費については、この章に定めるもののほか、学園の旅費規程及び国外旅費規程を準用する。

## 第五章 補則

(公表)

第15条 学園は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第16条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第17条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

### 附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 役員及び評議員の報酬等並びに旅費に関する規程及び役員退職慰労金支給規程は、廃止する。

別表第1 (常勤の役員の報酬) (単位：円)

役職名	報酬の額 (月額)
理 事 長	1,300,000
副理事長	1,100,000
常務理事	1,000,000
監 事	800,000

別表第2 (職員理事の報酬) (単位：円)

役職名	報酬の額 (月額)
職員理事	100,000

別表第3 (非常勤の役員の報酬) (単位：円)

役職名	報酬の額 (月額)
理 事	200,000
監 事	200,000

別表第4 (評議員の報酬) (単位：円)

夏 期	50,000
冬 期	50,000

別表第5 (国内出張における日当及び宿泊料) (単位:円)

役職名	日 当	宿 泊 料	
		甲 地	乙 地
役 員	8,000	16,000	14,000

(備考) 甲地とは、東京都及び政令指定都市(福岡市及び北九州市を除く。)をいい、乙地とは甲地以外をいう。

別表第6 (国外出張における日当及び宿泊料) (単位:円)

役職名	A 地 方		B 地 方	
	日 当	宿泊料	日 当	宿泊料
理事長・副理事長	12,000	22,000	10,000	16,000
理 事・監 事	9,500	22,000	7,500	16,000

(備考) 国外出張における校務地については、「国家公務員等の旅費支給規程」に定める指定都市及び甲地方に該当するものをA地方とし、乙地方及び丙地方に該当するものをB地方とする。

別表第7 (単位:円)

役職名	交通費及び日当
非常勤の役員	10,000
評議員	10,000